

2020年11月吉日  
はりま電力株式会社

## 「はりま電力 電気需給約款」の一部改定について

平素より、はりま電力をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび弊社では、2020年12月1日より電気需給約款を改定いたします。改定内容につきまして、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 【実施日】

2020年12月1日

#### 【改定内容】

1. 内容を一部追記いたしました。(2. 変更)
2. 一般送配電事業者の事業者名変更に伴い、一部修正いたしました。(6. 電気需給契約申込みの条件)
3. 一部削除いたします。(別表 第6表 解約、解約手数料 (1)適用)

以上

## 【改定後】

### 2. 変更

- (1) 当社は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給約款等」といいます。）の変更が生じた場合、法令の制定もしくは改廃が行われた場合、その他当社が必要と認めた場合には、当社は、本約款を変更することがあります。
- (2) 前項の場合、当社は、変更後の本約款の内容及びその効力発生時期を書面、電子メール、インターネット上での開示等、当社が適当と判断する方法により周知し、効力発生時期が到来した場合には、お客さまに電気を供給する条件は変更後の約款によります。

### 6. 電気需給契約申込みの条件

一般送配電事業者である関西電力送配電株式会社が維持、運用する区域において、すでに低圧（標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルト）で電気需給契約を小売電気事業者等と締結し電気の供給を受けているお客さまに限り当社の電気需給契約にお申込みできます。

### 第 6 表 解約、解約手数料

#### (1) 適用

お客さまが電気需給契約による電気供給開始日から起算して(2)に定める利用期間に満たない時期において解約を希望する場合には、利用期間の残余期間に関わらず(3)に定める解約手数料を要します。

## 【改定前】

### 2. 変更

当社は、本約款を変更することがあります。本約款の変更は、当社ホームページでの開示により周知し、その効力は開示時点で生じるものといたします。この場合には、お客さまに電気を供給する条件は変更後の約款によります。

### 6. 電気需給契約申込みの条件

一般送配電事業者である関西電力株式会社が維持、運用する区域において、すでに低圧（標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルト）で電気需給契約を小売電気

事業者等と締結し電気の供給を受けているお客さまに限り当社の電気需給契約にお申込みできます。

## 第 6 表 解約、解約手数料

### (1) 適用

お客さまが電気需給契約による電気供給開始日から起算して(2)に定める利用期間に満たない時期において解約を希望する場合には、利用期間の残余期間に関わらず(3)に定める解約手数料を要します。ただし、利用期間満了時の 1 カ月前までに解約を希望された場合はこの限りではない。